

 県章		滋賀県公報		令和 8 年（2026 年） 9 月 25 日 第 754 号 金曜日 毎週火・金曜 2 回発行																								
目次 ○ 告示 特定農業用ため池の指定（農村振興課）..... 1 道路区域の変更（道路保全課）..... 1 道路の供用開始（道路保全課）..... 2 ○ 公告 都市計画変更案縦覧公告（交通まちづくり政策課）..... 2 落札者決定の公告（警察本部会計課）..... 5 ○ 農業農村振興事務所公告 土地改良区役員退任および就任公告（高島）..... 5																												
告示																												
滋賀県告示第395号 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、特定農業用ため池を次のとおり指定した。 令和 8 年 9 月 25 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 <table><tr><td>特定農業用ため池の名称</td><td>特 定 農 業 用 た め 池 の 所 在 地</td><td>指定年月日</td></tr><tr><td>鏡新池</td><td>蒲生郡竜王町大字山面</td><td>令和 8 . 9 . 10</td></tr></table>						特定農業用ため池の名称	特 定 農 業 用 た め 池 の 所 在 地	指定年月日	鏡新池	蒲生郡竜王町大字山面	令和 8 . 9 . 10																	
特定農業用ため池の名称	特 定 農 業 用 た め 池 の 所 在 地	指定年月日																										
鏡新池	蒲生郡竜王町大字山面	令和 8 . 9 . 10																										
滋賀県告示第396号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 25 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 <table><tr><th rowspan="2">道 路 の 種 類</th><th rowspan="2">路 線 名</th><th colspan="5">道 路 の 区 域</th></tr><tr><th>区 間</th><th>変更の 前後の 別</th><th>敷 地 の 幅 員</th><th>延 長</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">栗見八日市線</td><td>東近江市建部上中町字海戸 569番 3 地先から</td><td>変更後</td><td>最小 9.8m ∟ 最大 19.2m</td><td>9.6m</td><td rowspan="2">道路改良工事 （歩道整備） に伴う道路区 域の変更</td></tr><tr><td>東近江市建部上中町字海戸 569番10地先まで</td><td>変更前</td><td>最小 9.8m ∟</td><td>9.6m</td></tr></table>						道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域					区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考		栗見八日市線	東近江市建部上中町字海戸 569番 3 地先から	変更後	最小 9.8m ∟ 最大 19.2m	9.6m	道路改良工事 （歩道整備） に伴う道路区 域の変更	東近江市建部上中町字海戸 569番10地先まで	変更前	最小 9.8m ∟	9.6m
道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域																										
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考																						
	栗見八日市線	東近江市建部上中町字海戸 569番 3 地先から	変更後	最小 9.8m ∟ 最大 19.2m	9.6m	道路改良工事 （歩道整備） に伴う道路区 域の変更																						
		東近江市建部上中町字海戸 569番10地先まで	変更前	最小 9.8m ∟	9.6m																							

県道				最大 19.2m		
				最小 11.2m		
				最大 22.9m		
				最大 22.9m		
	八日市五個荘線	東近江市建部日吉町字馬場 5 番地先から 東近江市建部日吉町字馬場 5 番地先まで	変更後	最小 11.2m	8.2m	道路改良工事 (歩道整備) に伴う道路区 域の変更 (重用) 栗見 八日市線 L = 7.0m
				最大 22.9m		
				最大 22.9m		
				最大 22.9m		

滋賀県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 8 年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
大津守山近江八幡線	草津市下笠町字城中3000番 4 地先から 草津市下笠町字城中3000番 3 地先まで	令和 8 . 9 . 25 9 時	L = 65. 0m
栗見八日市線	東近江市建部上中町字海戸569番 3 地先から 東近江市建部上中町字海戸569番 1 地先まで	令和 8 . 9 . 28	L = 11. 5m
八日市五個荘線	東近江市建部日吉町字馬場 5 番地先から 東近江市建部日吉町字馬場35番地先まで	令和 8 . 9 . 28	L = 163. 0m
木部野洲線	野洲市市三宅字持町270番 5 地先から 野洲市市三宅字持町270番 1 地先まで	令和 8 . 9 . 28 9 時	L = 23. 5m

公 告

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条の規定に基づき近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
令和 8 年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 近江八幡市、東近江市の一部、日野町および竜王町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521－1392 近江八幡市安土町小中 1 番地 8
東近江市都市整備部都市計画課 〒527－8527 東近江市八日市緑町10番 5 号
日野町建設計画課 〒529－1698 蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地
竜王町建設計画課 〒520－2592 蒲生郡竜王町小口 3 番地
なお、令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日までの間、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33421.html>）でも閲覧することができる。
- 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき近江八幡八日市都市計画区域区分を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 近江八幡市、東近江市の一部、日野町および竜王町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8
東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
日野町建設計画課 〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地
竜王町建設計画課 〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3番地

なお、令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日までの間、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33421.html>）でも閲覧することができる。

- 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき湖東都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 湖東都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 東近江市の一部および愛荘町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
愛荘町建設・下水道課 〒529-1380 愛知郡愛荘町愛知川72番地

なお、令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日までの間、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33435.html>）でも閲覧することができる。

- 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 9 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき甲賀都市計画一団地の官公庁施設を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 甲賀都市計画一団地の官公庁施設 水口町宮の下一団地の官公庁
- 2 都市計画を変更する土地の区域 甲賀市水口町水口の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市都市政策部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

なお、令和8年9月25日から令和8年10月9日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33477.html>)でも閲覧することができます。

4 縦覧期間 令和8年9月25日から令和8年10月9日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき甲賀都市計画区域区分を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 甲賀都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 甲賀市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市都市政策部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

なお、令和8年9月25日から令和8年10月9日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33191.html>)でも閲覧することができます。

4 縦覧期間 令和8年9月25日から令和8年10月9日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき甲賀都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 甲賀都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 甲賀市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市都市政策部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

なお、令和8年9月25日から令和8年10月9日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33191.html>)でも閲覧することができます。

4 縦覧期間 令和8年9月25日から令和8年10月9日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき信楽高原都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 信楽高原都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 甲賀市の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
甲賀市都市政策部都市計画課 〒528－8502 甲賀市水口町水口6053番地
なお、令和 8 年 9 月25日から令和 8 年10月 9 日までの間、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33210.html>）でも閲覧することができる。
- 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月25日から令和 8 年10月 9 日まで
上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条の規定に基づき土山都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 土山都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 甲賀市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
甲賀市都市政策部都市計画課 〒528－8502 甲賀市水口町水口6053番地
なお、令和 8 年 9 月25日から令和 8 年10月 9 日までの間、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ra00/press-release/33214.html>）でも閲覧することができる。
- 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月25日から令和 8 年10月 9 日まで
上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借（搬入等を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜 1 番10号
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 8 月 7 日（金）
- 4 落札者の氏名および住所 東京センチュリー株式会社 代表取締役 藤原弘治 東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 5 落札金額 83,942,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 8 年 6 月19日（金）

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、岸脇土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 8 年 9 月25日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

- 1 退任

理事および監事の別	氏	名	住	所
-----------	---	---	---	---

理 事	河 原 田 善 政	高島市今津町岸脇393番地
〃	河 原 田 順 一	同 所323番地
〃	河 原 田 豊 明	同 所329番地
〃	河 原 田 勉	同 所301番地
〃	河 原 田 清 宏	同 所299番地
監 事	河 原 田 作 蔵	同 所284番地
〃	古 田 嘉 孝	同 所894番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河 原 田 善 政	高島市今津町岸脇393番地
〃	河 原 田 順 一	同 所323番地
〃	河 原 田 豊 明	同 所329番地
〃	河 原 田 勉	同 所301番地
〃	河 原 田 清 宏	同 所299番地
監 事	河 原 田 学	同 所312番地
〃	古 田 嘉 孝	同 所894番地